

計量証明事業の登録等について

(全国計量行政会議 (平成 2 8 年 3 月))

1 登録の要件等

- (1) 法第 1 0 7 条第 1 号に規定される計量証明の事業の登録を受けようとする者の事業所には、一般計量士又は法第 1 0 8 条第 5 号ロに掲げる者 (一般計量に係る者に限る。以下「主任計量者」という。) が最低 1 名は配置されていなければならない。
- (2) 法第 1 0 7 条第 2 号に規定される計量証明の事業の登録については、環境計量士が 2 以上の事業所を受け持つ場合及び他の職業を兼務している場合、原則としてこれを認めない。ただし、これら事業所又は他の勤務先が近接している等の条件が整っており、2 以上の事業所を受け持ち、又は他の職業を兼務しても計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置 (以下、単に「計量証明用設備」という。) の保管、検査及び整備、計量証明の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任を果たすことができると認められる場合には、例外的に兼務しても差し支えない。
なお、環境計量士が兼務である場合には、その事業登録に当たって、兼務先との雇用契約及び勤務条件に関する書面の提出を求める等により、兼務の実態を十分把握する。
- (3) 計量証明の事業の登録を受けた者が、登録要件である計量士又は主任計量者を欠くに至ったときは、計量証明書を発行できないことはもとより、速やかに補充できない場合は、事業廃止届を提出させるものとする。
- (4) 登録に必要な計量証明設備は、事業者自らが所有し、その保管、検査及び整備等について責任を果たせる状態に有ると認められることを原則とする。ただし、事業者の計量証明用設備が共用、賃借等であっても、その保管、検査及び設備等について責任を果たせる状態にあると認められる場合は差し支えないものとする。
- (5) 都道府県知事は、計量証明の事業の登録をするに際し、申請者の事業内容を掌握するため、申請書のほか必要に応じ、住民票 (法人にあっては、登記簿謄本又は登記簿抄本)、事業所の図面の添付を求めることができる。
- (6) 都道府県知事は、登録に際し申請書の記載事項について必要に応じて現地調査を行う。
- (7) 法第 1 0 9 条第 1 号及び第 2 号の質量の計量証明事業の登録の基準において、計量証明事業者が法第 1 1 6 条の計量証明検査に準じて行う計量管理のために必要な分銅の所持は義務付けられてはいないが、適正な計量の実施を確保するために必要な処置として一定の分銅の所有を指導することを妨げるものではない。
- (8) 音圧レベル、振動加速度レベルの設備基準として一台ずつの保有が義務付けられたレベルレコーダーの設備であって、双方の基準を満たす場合は一台を両区分で共有しても差し支えない。

2 事業規程について

法第 1 1 0 条に規定する事業規程の届出、作成の区分及び名称並びに必要な記載事項については次のとおりとする。

なお、事業規程の例を参考までに添付する。

(1) 届出について

原則として、事業規程の届出は業務開始以前に、変更届出は1ヵ月以内とする。

(2) 作成の区分及び名称について

ア 事業所ごとに一の事業規程を作成する。

イ 事業規程の名称は、「濃度（大気・水又は土壌）、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明事業規程」、「質量の計量証明事業規程」のように登録を受けている事業区分をすべて明記する。

(3) 必要記載事項について

記載事項として必要な事項は、施行規則第43条に定めるとおりであるが、詳細については、次のとおりとする。

ア 計量証明の対象となる分野に関する事項

当該事業者が行う計量証明の対象となる分野の物象の状態の量を記載すること。

なお、濃度については、別途細則に物質名とその分析方法及び分析機器等を記載すること。

イ 計量証明を実施する組織に関する事項

組織

部、課、係等のあるものについてはその名称及び関係を図示する。

計量士又は主任計量者（以下「計量管理者」という。）

計量士が置かれている場合はその区分及び氏名、その他の場合は主任計量者の氏名を記載する。

分掌

によって図示された部、課、係等の分担する業務を列挙したうえ、計量管理者の当該事業における職務及び責任を明示する。

ウ 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項

計量証明の基準となる計量の方法については対象物質ごとの計量の方法を細則に定める旨記載することができる。

計量証明の基準となる計量の方法は、対象物質ごとに関係法令、日本工業規格等国の定める方法とし、その方法を記載した細則を常に備えておくものとする旨並びにこれらの定めのない場合にあっては、計量管理者があらかじめ定めた適切な方法とする旨及びその方法を記載した細則に定め保存しておく旨記載する。

なお、一般計量証明事業にあっては、計量証明の基準となる計量の方法を、当該事業が適確に遂行するに足りる方法として、あらかじめ計量管理者が認めた方法とする旨記載することで足りるものとする。

エ 計量証明用設備の保管、検査及び整備の方法に関する事項

計量証明用設備

a 表形式により、その（イ）名称、（ロ）数量、（ハ）性能又は仕様を記載する。

b さらに別途細則を定め、（イ）名称、（ロ）製造事業者名及び型式名、（ハ）取得年月日、（ニ）検査年月及び検査者名等履歴を記載した設備管理台帳を備えて、計量証明用設備の管理を行う旨記載する。

ｃ なお、一般計量証明事業にあつては、計量証明用設備について、当該計量証明用設備が特定計量器以外のものであるときは、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする旨記載することで足りるものとする。

計量証明用設備の保管

計量証明用設備は、その性能を保持するために温度、湿度、振動、じんあい、光、その他影響の少ない場所に保管する旨記載する。

検査及び整備

計量証明用設備は、その使用に支障がないよう常に整備を行い、定期的検査を行う旨記載する。

なお、濃度計は施行規則第3条で定める方法による調整をして使用するものとし、その標準物質が法第143条で登録された登録事業者から供給されるものである場合は、これを使用する旨記載すること。

オ 計量証明書の発行に関する事項

計量証明は、計量証明書を発行することにより行うものとし、計量証明書には、(イ)発行年月日、(ロ)発行事業者名、(ハ)計量管理者の氏名、(ニ)交付先又は依頼者、(ホ)計量の対象、(ヘ)計量の方法、(ト)計量の結果、(チ)その他必要な事項を記載し、かつ、発行事業者及び計量管理者が押印する旨記載する。

なお、計量証明書の依頼者との間で、計量証明書を電子文書(電磁的媒体)で発行することに同意している場合に限り、電子文書で発行するものとし、発行事業者及び計量管理者の押印に代わって発行事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けている計量管理者の電子署名をする旨記載する。

また、計量証明書を電子文書で発行する場合は、別途細則に電子文書の発行に必要な事項(改ざん防止対策、情報セキュリティ対策も含む)を定める旨記載する。

カ 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項

計量の結果については、途中経過を含むすべてを記録しておくものとし、保存期間は、1年以上とする旨記載する。

計量証明書

計量証明書の発行に当たっては写しをとり、一般計量証明事業にあつては1年以上、環境計量証明事業にあつては5年以上保存する旨記載する。

電磁的媒体の使用

計量証明書の発行及び保存並びに計量の結果の記録及び保存に際し電磁的媒体を使用する場合は、別途細則に記録保存に関する管理規程(改ざん防止対策、情報セキュリティ対策も含む)を定める旨記載する。

キ その他計量証明の事業に関し必要な事項

当該事業者が計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき、適正な計量証明を実施するものとし、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為を一切行わない旨記載する。

の目的を達成するため、計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進に努め

る旨記載する。

当該事業者は事業を担当する技術者の経歴及び教育研修記録を記載した書面を別途保管しておく旨記載する。

当該事業者は技術の維持向上を図るため積極的に共同実験等に参加する旨記載する。

当該事業者は外部から依頼された内容につき厳に機密を保持する旨記載する。

その他計量証明の事業に関し必要な事項を別途細則に定める旨記載すること。

(4) 事業規程を補う細則等

事業規程は基本的事項を定めるものであるが、これを補うものとして別に細則等を整えるよう指導することとし、その際は事業者の規模、組織、システム等を勘案して作成させるものとする。

細則は、次に示す例のとおり個々に定めるか、必要な事項をまとめて一つの細則の中に規定しても良い。

細則の例

組織・業務分担に関する細則

計量対象物質名に関する細則

計量の方法に関する細則

計量証明用設備等の管理に関する細則

試薬等管理に関する細則

試料採取・現地測定に関する細則

計量の実施に関する細則

数値管理に関する細則

計量証明書及び発行に関する細則

電子文書の発行に関する細則

その他（施設等の管理、公害防止、安全・衛生、教育・訓練、会議、内部監査、業務の外部委託等）

例1 (長さ・質量・面積・体積又は熱量に係る計量証明事業規程)

年 月 日制定
××年×月×日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、社 事業所(以下「当事業所」という。)が、 に係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、 とする。

第2章 組織

(計量証明を実施する組織)

第3条 当事業所に計量証明責任者(以下「責任者」という。)及び計量管理者を置く。

2 組織図

(略)

3 責任者は、事業所の長(注：役職名のみを記載)とする。

4 計量管理者は、一般計量士(主任計量者) とする。

(職務)

第4条 責任者は、計量証明の事業を統括する。

2 計量管理者は、当事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置(以下「計量証明用設備」という。)の保管、検査及び整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第5条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。)が付されているものとする。

(2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。

3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(保管)

第 6 条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他環境条件の影響の少ない場所に保管するものとする。

(検査及び整備)

第 7 条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

第 4 章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第 8 条 計量証明の基準となる計量の方法は、当該事業が適確に遂行するに足りる方法として、あらかじめ計量管理者が認めた方法とし、その方法を定めた文書を保存して置くものとする。

第 5 章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第 9 条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量に使用した計量器
- (9) 計量証明の結果
- (10) その他必要な事項

2 計量法第 110 条の 2 第 1 項の標章を付す場合は次のとおりとする。

- (1) 標章を付す場所は 〃 の位置 (または別紙で示す場所) とする
- (2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める

事項の例 - 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第 6 章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第 10 条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は 1 年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

(計量証明書の保存)

第11条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第7章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第12条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 前項の目的を達成するため、当事業所は計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努める。

(その他)

第13条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

第9条第2項の標章を付す場所の例

No.	標章箇所	計量証明書	
		発行年月日	平成 年 月 日
依頼者	様	運搬車(者)	

(以下略)

(注) 第9条第1項ただし書き、第10条なお書き及び第11条なお書きは、該当する場合に記載する。

例2 (濃度・音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業規程)

年 月 日制定
××年×月×日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、社 事業所(以下「当事業所」という。)が濃度(特定濃度を除く。以下同じ)、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、次のとおりとし、物質名等は別途細則で定める。

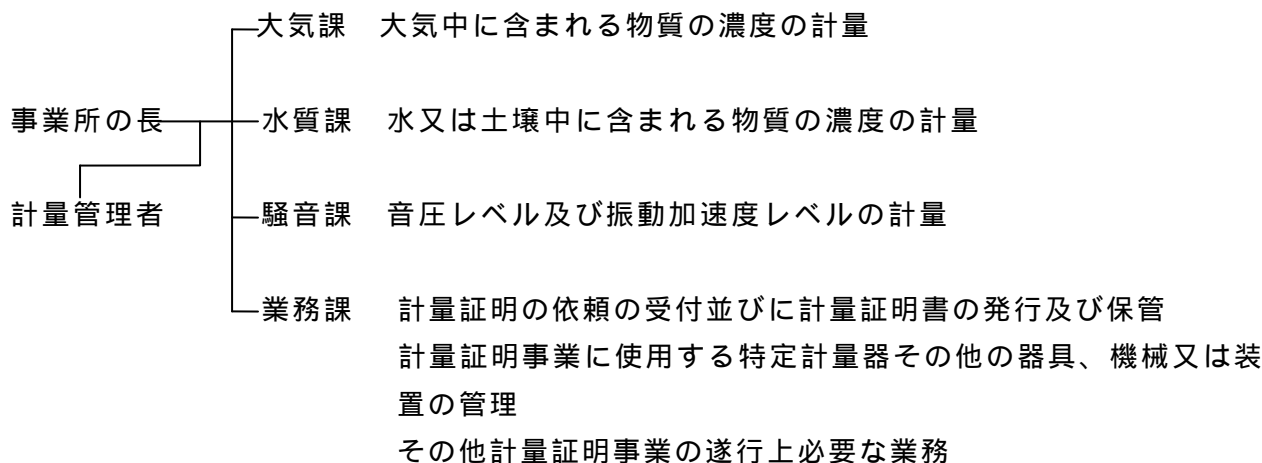
- (1) 大気中に含まれる物質の濃度(特定濃度の区分に係るものを除く)
- (2) 水又は土壌中に含まれる物質の濃度(特定濃度の区分に係るものを除く)
- (3) 音圧レベル
- (4) 振動加速度レベル

第2章 組織

(計量証明を実施する組織)

第3条 計量証明を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

(1) 組織



(2) 責任者は、事業所の長(注：役職名のみを記載)とし、計量証明の事業を統括する。

(3) 計量管理者

- ア 計量管理者の氏名
環境計量士(濃度)

環境計量士(騒音・振動)

イ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

（計量証明用設備）

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

- (1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。
 - (2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。
- 2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。
 - 3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

（設置及び保管）

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則に定める方法により設置又は保管するものとする。

（検査及び整備）

第6条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

- 2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

（計量の方法）

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本工業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えて置くものとする。

- 2 前項の定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、計量管理者があらかじめ定めた適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

第8条 計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であって、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること(以下「外注等」という。)が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合、計量管理者は外注等を行わせる者の適格性について確認することとし、その選定方法、実施能力の確認方法及び確認体制については、別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- (1) 計量証明書である旨の表記
 - (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
 - (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
 - (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
 - (6) 依頼者名
 - (7) 計量の対象
 - (8) 計量の方法
 - (9) 計量証明の結果
 - (10) 当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行かせた場合にあっては次に掲げる事項
 - ア 当該工程の具体的内容
 - イ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
 - (11) その他必要な事項(試料の由来等)
- 2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場合は次のとおりとする。
- (1) 標章を付す場所は 〃 の位置(または別紙で示す場所)とする
 - (2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める
- 事項の例 - 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第 11 条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は 1 年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

(計量証明書の保存)

第 12 条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は 5 年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第 8 章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第 13 条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第 2 条に掲げる分野に係る濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

第 14 条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

(注) 第 10 条第 1 項ただし書き、第 11 条なお書き及び第 12 条なお書きは、該当する場合に記載する。

例3 (特定濃度に係る計量証明事業規程)

年 月 日制定
××年×月×日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、社 事業所(以下「当事業所」という。)が特定濃度に係る計量証明の事業(以下「特定計量証明事業」という。)を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって特定計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(特定計量証明事業の対象となる分野)

第2条 特定計量証明事業の対象となる分野は次のとおりとする。

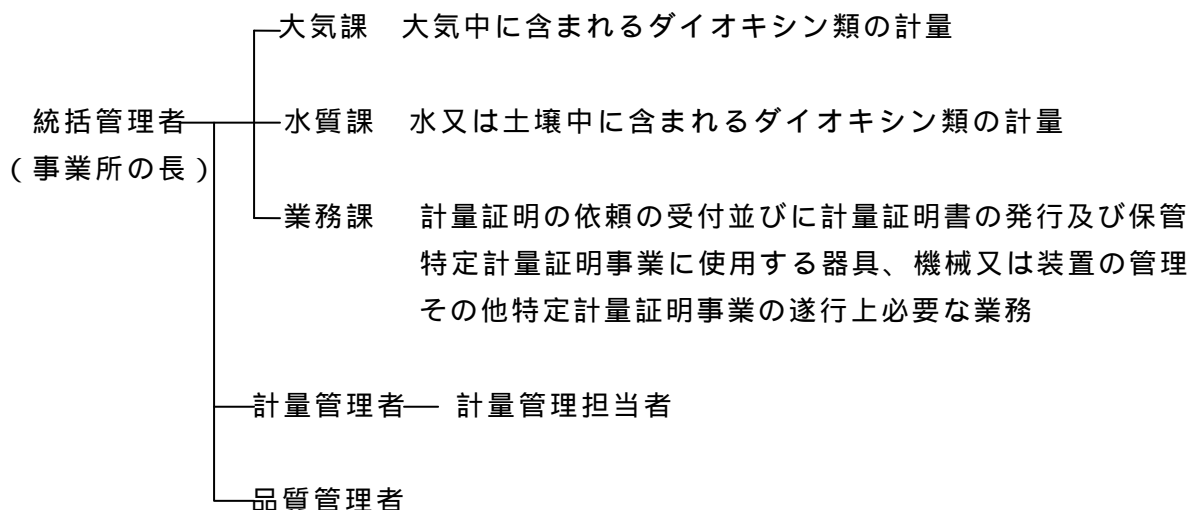
- (1) 大気中のダイオキシン類の濃度
- (2) 水又は土壌中のダイオキシン類の濃度

第2章 組織

(特定計量証明事業を実施する組織)

第3条 特定計量証明事業を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

(1) 組織



(2) 統括管理者(事業所の長)は、特定計量証明の事業を統括する。

(3) 計量管理者

ア 計量管理者の氏名

計量管理者は、環境計量士(濃度関係) とする。

イ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う特定計量証明事業全般にわたり、特定計量証明事業に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置及び標準物質(以下「計量証明用設備」

という。)の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること(以下「計量管理」という。)の責任と権限を有する。

(4) 品質管理者

品質管理者は、
とし、当事業所が行う特定計量証明事業の品質管理及び内部監査の実施についての責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

- (1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。)が付されているものとする。
 - (2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。
- 2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。
 - 3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(設置及び保管)

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則に定める方法により設置又は保管するものとする。

(検査及び整備)

第6条 計量証明用設備は、別途細則により設備の種類ごとに定められた方法により、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

- 2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第4章 特定計量証明の基準となる計量の方法等

(計量の方法)

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本工業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えて置くものとする。

- 2 前項の定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、認定機関の承諾を得た適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 特定計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

第8条 特定計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であつて、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること

(以下「外注等」という。)が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 特定計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合の必要な事項は別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

(1)計量証明書である旨の表記

(2)計量証明書の発行番号及び発行年月日

(3)計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所

(4)計量証明を行った事業所の名称、所在地、認定番号及び登録番号

(5)当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名

(6)依頼者名

(7)計量の対象

(8)計量の方法

(9)計量証明の結果

(10)当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行かせた場合にあっては次に掲げる事項

ア 当該工程の具体的内容

イ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

(11)その他必要な事項(試料の由来等)

2 計量法第110条の2第1項の標章又は第121条の3第1項の標章を付す場合は下記のとおりとする。

(1)標章を付す場所は 〃 の位置(または別紙で示す場所)とする

(2)標章に関する取扱い事項は細則で定める

事項の例 - 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第11条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

(計量証明書の保存)

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第8章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第13条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る特定濃度の計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

第14条 その他、特定計量証明事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

(注)第10条第1項ただし書き、第11条なお書き及び第12条なお書きは、該当する場合に記載する。